

規制改革会議 答申に係る会長コメント

北海道は、全国の過半の生乳を生産しており、このうち乳製品向けが8割を占める中で、都府県の酪農家と連携しながら、消費者に対し、安全・安心な牛乳・乳製品を安定的に供給する役割と責任を担っております。

これまで、北海道では指定生乳生産者団体制度のもと、全道各地で生産される生乳を、災害や事故など予期せぬ事態においても適切に集荷し、日々の需給変動に即応するため様々な輸送手段を確保しながら多元的な用途・乳業者に販売することで、消費者への安定供給、さらには、全道酪農家が安心して経営を持続できる環境づくりに努力して参りました。

本日、規制改革会議において、28年秋までに「指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象のあり方を含めた抜本的改革について検討」することを盛り込んだ答申がとりまとめられましたが、今後、現行の指定生乳生産者団体制度機能を十分評価頂き、真に酪農家の所得向上と生産基盤の強化に向けて議論を頂くよう切に願っております。

われわれ生産者団体としても、消費者の多様なニーズに対応し、さらには、全道・全国の酪農経営の安定的発展のため、引き続き政府・与党関係者に対し、本制度の機能を維持するよう働きかけて参ります。

平成28年5月19日
北海道農業協同組合中央会
会長 飛田稔章